

○日高市学校給食の実施に関する規則

令和7年3月14日教委規則第2号

日高市学校給食の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき市が実施する学校給食の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及びこれに準じる食事の提供をいう。
- (2) 児童 日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号。以下「学校設置条例」という。）に規定する小学校及び義務教育学校の前期課程に在学する児童をいう。
- (3) 生徒 学校設置条例に規定する中学校及び義務教育学校の後期課程に在学する生徒をいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、学校設置条例に規定する学校において学校給食を実施する。

2 学校給食は、次の2通りに区分してあらかじめ作成された献立に従って実施するものとし、法第8条第1項に規定する学校給食実施基準に照らして、できる限り、変化に富み、かつ、児童及び生徒の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。

- (1) 児童用給食
- (2) 生徒用給食

3 一の年度において学校給食を実施する回数は、年間189日を基準とし、学校給食計画で定める。

4 学校給食の提供を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 児童及び生徒
- (2) 学校設置条例に規定する学校に勤務する教員及び職員
- (3) 日高市学校給食センター条例（昭和46年条例第27号）第2条に規定する職員及び日高市学校給食センターの業務に従事する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(学校給食の提供を受けることができない場合等の届出)

第4条 学校給食の申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食を停止し、又は再開しようとする日の6日前（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関す

る法律に規定する休日を除く。))を除く。)までに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 転出等の事由により、学校給食の提供を受けることができないとき。
- (2) 病気、事故その他の事由により、連続して5回以上学校給食の提供を受けることができないとき。
- (3) 傷病の快復等の事由により、停止していた学校給食の提供の再開を希望するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

(学校給食の中止)

第5条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

- (1) 学校給食により、児童及び生徒の生命又は身体に重大な害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき。
- (2) 感染症、風水害、大規模災害その他の事由により、学校給食を安全に提供することが困難であると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、学校給食を実施することが困難又は不適當と認めるとき。

(学校給食試食会等)

第6条 第3条の規定にかかわらず、教育委員会は、学校給食試食会その他これに類する場において、学校給食を提供することができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。